

議案第 7 5 号

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例及びひたちなか市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例及びひたちなか市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例及びひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例（平成 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 9 条の 9 第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 1 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 1 0 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 1 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 1 0 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第12条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例（平成6年条例第30号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」とい

う。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後のひたちなか市職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後のひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

旧	新	備考
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (部分休業をすることができない職員) 第9条の9 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第10条 部分休業（<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。</u>）の承認は、<u>正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条の規定による特別休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が、勤務時間条例第19条の規定によ	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (部分休業をすることができない職員) 第9条の9 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第10条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第15条の規定による特別休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が、勤務時間条例第19条の規	

旧	新	備考
り定める勤務時間条例第15条の規定による特別休暇に相当する休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間に相当する時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇に相当する休暇又は当該介護時間に相当する時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	定により定める勤務時間条例第15条の規定による特別休暇に相当する休暇又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間に相当する時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇に相当する休暇又は当該介護時間に相当する時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>	

旧	新	備考
(部分休業における給与の取扱い) 第11条 職員（次項及び第3項に規定する職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第22条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。 3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第11条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第12条 <u>第9条の5の規定は、部分休業について準用する。</u>	(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) <u>第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業における給与の取扱い) 第11条 職員（次項及び第3項に規定する職員を除く。）が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第22条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。 3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第11条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第12条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	

旧	新	備考
（介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第18条 略	（介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第18条 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第18条の2 任命権者は、ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例（平成6年条例第30号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2. 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対</u>	

旧	新	備考
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の3</u> 略	象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 <u>3</u> 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の4</u> 略	